

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

被保護者に用いる保護具の制式及び使用について（通達）

自傷他害のおそれがある精神錯乱者、泥酔者等の保護取扱については、保護取扱規程（昭和35年岐阜県警察訓令第7号。以下「訓令」という。）に基づき、適正な保護業務の運用を図っているところであるが、このたび、「保護取扱規程の運用について（通達）」（平成16年7月26日付け生総第598号）の制定に伴い、保護業務の万全を期するため、保護具の使用について、下記のとおり制式、使用基準、使用方法等を定めたので、適切な運用に努められたい。

記

1 保護具の制式

保護具は、手用保護ベルト及び足用保護ベルトとし、それぞれの制式は、別表のとおりとする。

2 使用基準

保護具は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項第1号の規定により保護した精神錯乱者又は泥酔者、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律（昭和36年法律第103号）第3条の規定により保護した酩酊者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第39条の規定により保護した精神病院からの無断退去者が、暴行し、又は自殺しようとするなど、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため、他に方法がないと認められるときに使用することができる。

3 使用の手続

(1) 署長の指揮

保護具を使用しようとする場合は、事前に保護主任者を經由して署長の指揮を受け、保護主任者の指示の下に使用するものとする。ただし、緊急を要し、署長の指揮を受けるいとまがない場合には、事後速やかに署長の承認を受けるものとする。

(2) 使用の判断

保護主任者は、被保護者の年齢、性別、体格及び性質、保護に従事する警察官の状況、現場の状況等から保護具使用の必要性を総合的に勘案して署長の指揮を受けるものとする。

4 使用上の留意事項

(1) 基本的な心構え

保護業務は、被保護者の生命身体の安全を確保するための行為であることを自覚し、強制力の行使に当たっては、その目的を達成するため必要かつ相当と認められる限度で行い、行き過ぎのない使用に努めること。

(2) 幹部の立会

使用に当たっては、原則として幹部の立会の下に、複数の警察官で行い、被保護者や保護に従事する警察官の受傷事故防止に配慮すること。

(3) 動静監視の徹底等

保護具の使用中は、被保護者の人権に配慮するとともに、衆目に触れさせず、常時監視要員を配置して徹底した動静監視を行い、使用の必要がなくなれば直ちに解除すること。

(4) 使用の方法

手用保護ベルトの使用に当たっては、ベルトを固定する結着部の位置が後腰部になるように使用すること。

(5) 保護具に替わる用具の使用

保護具を携帯していない保護の現場で保護具を使用する必要があり、他に適切な方法がないときは、手錠（警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年岐阜県条例第29号）第3条第1項に規定する手錠をいう。）を保護具に替わる用具として使用することができるものとする。

(6) 保護具の点検

保護主任者は、保護具を使用した都度、損傷及び不具合の有無を点検し、その後の使用に支障がないようにしておくこと。

5 指導・教養の徹底

保護主任者は、保護具の使用基準、使用方法等について署員に対する指導・教養を行い、使用に伴う事故防止の徹底を図ること。

6 報告等

保護主任者は、保護具（手錠を保護具に替わる用具として使用した場合を含む。）を使用した時には「保護取扱補助簿」（別記様式）により、使用の経緯など、その状況を明らかにするとともに、当該「保護取扱簿」及び「保護取扱補助簿」の写しによって、速やかに生活安全部生活安全総務課長へ報告するものとする。

別 表

保 護 具 の 制 式

種 類	制 式
手用保護ベルト	布製の幅のあるベルトに左右の手首を前腰部で固定するため伸縮できる腕輪を設け、後腰部において結着するものとする。
足用保護ベルト	布製の幅のあるベルトで両足首を輪状に固定し、さらに両足首間で固定したベルトの中央部を布製ベルトで結着するものとする。

別記様式

保護取扱補助簿

作成者	官職	氏名
使用の必要性及び理由		
保護主任者等の指示事項		
使用時間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	
使用の場所		
使用ベルトの種類	手 用 ・ 足 用	
使用時の状況	被 保 護 者 の 動 静 等	
	時 分	監視者
参考事項		